「トリチウム汚染水海洋放出」方針を撤回させよう！
「原発のない福島を！県民大集会」呼びかけの署名を拡げよう！
国・東電は事故の責任、大量の汚染水発生の責任を取れ！
漁業者はじめ関係者との約束「理解なしに処分しない」を守れ！

今年４月１３日、政府は、東電福島第一原発の敷地内のタンクに溜まり続ける多核種除去設備等（ALPS）処理水を、２年後の 2023 年から約 30 年以上にわたり、平均 500 倍にも薄めて太平洋に放出し続ける方針を「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」で決定しました（「東電福島第一原発における ALPS 処理水の処分に関する基本方針」以下、「基本方針」）。「ALPS 処理水」は、ALPS では取り除けない高濃度のトリチウムと炭素１４と、完全には処理しきれない６０種以上の放射性核種を含む**放射能汚染水**です。国策で進めた原発で重大事故を起こした上に、大量の放射能汚染水を発生させた責任を取ろうとせず、さらなる放射能汚染と被ばくを人々に強いる海洋放出の方針を、私たちは決して受け入れることはできません。福島県民、国民、そして世界の人々の反対によって、昨年１０月には見送った方針決定を、その後も国民的議論を一切行わず、この新型コロナ･ウイルス感染拡大の最中､菅政権が官邸主導で強行したのです｡このような暴挙を許してはなりません。

福島県の漁連、農協、森林組合などの生産者及び旅館ホテル組合も加わり、2012 年から毎年、取り組まれてきた「原発のない福島を！県民大集会」の実行委員会は、昨年４月、「汚染水海洋放出反対署名」を福島県と全国に呼びかけ、短期間に４５万筆を超える署名を集め政府に海洋放出の方針決定を断念するよう迫りました。そして今年４月の海洋放出方針決定に抗議し、この７月から「海洋放出方針の再検討を求める署名」（撤回署名）を新たに呼びかけています。**福島から提起された署名をさらに広げ、福島県、全国、全世界から海洋放出反対の多くの人々の声を集め、政府・東電の「トリチウム汚染水海洋放出」方針を撤回させましょう！**

国と東電は関係者との「重い約束」を守れ

漁業者をはじめ生産者、多くの人々が国・東電による「約束」反故を糾弾

全国漁連の岸会長は福島県漁連の野崎会長と共に４月７日、ALPS 処理水海洋放出への「断固反対」を菅総理に改めて直接申し入れました。それにもかかわらず４月１３日、菅政権は海洋放出の方針決定を行なったのです。全国漁連は、「今後とも、海洋放出反対の立場はいささかも変わるものではない」と強く抗議する「会長声明」を発し、「アルプス処理水について関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」という「明確な回答」を国は覆したのかと問い質しました。そして「福島県のみならず全国の漁業者の思いを踏みにじる行為である」と糾弾しました。福島県漁連の野崎会長も「海洋放出を容認することはできない」と改めて表明し、「理解なしにはいかなる処分も行わない」との国・東電との約束に反する方針決定を強く批判しています。福島県だけでなく、茨城県、宮城県、岩手県からも漁業者の強い反対の声が上がっています。

反対しているのは漁業者だけではありません。４月３０日、福島県の漁連、農協、森林組合、生協連は、「国民・県民の懸念や反対の意見表明に十分な回答や説明がなされない」ばかりか「約束を反故にする極めて不誠実な決定であり極めて遺憾である」との「共同声明」を発しました。また、福島県内の６割を超える３６の自治体の議会（7 月３日現在）などでも、海洋放出方針に対する撤回・反対・懸念を表明する決議や意見書が採択されています。

国民の反対の声にもかかわらず、政府は基本方針の着実な実行に向けた閣僚会議で「ALPS 処理水の処分に伴う当面の方策の取りまとめ」を（８月 24 日）、東電は「ALPS 処理水の取り扱いに関する検討状況（概要）」（８月 25 日）を出し、「約束」を無視して海洋放出の方針を強行に推し進めようとしています。全国漁連は「断固反対」の会長声明改めて出しました（８月 24 日）。私たちも心から連帯します。署名をさらに拡大し、反対の声を強めていきましょう。

ヒバク反対キャンペーン
連絡先：〒591-8021 大阪府堺市北区新金岡町 2-5-1-604 定森方
チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西
連絡先：〒591-8021 大阪府堺市北区新金岡町 1-3-15-102 猪又方
E-mail： <cherno-kansai@titan.ocn.ne.jp>

漁業者と福島県民に苦渋の選択を迫った「重い約束」を守れ

政府・東電の「約束」とは、「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わず、多核種除去設備で処理した水は発電所敷地内のタンクに貯蔵いたします」（福島県漁業協同組合連合会代表理事会長宛の「東京電力福島第一発電所のサブドレン水等の排水に対する要望書に対する回答について」）との文書での確約、及び「サブドレン及び地下水ドレンの運用方針」（東電、2015 年 9 月）（以下「運用方針」）での ①トリチウム濃度が運用目標の 1,500Bq/L を超えないこと、②希釈しないこと、③トリチウム濃度が 1,500Bq/L を超えるものは排水しないこと、との条項です。これらの約束は、福島の農林水産物の放射能汚染がかなり軽減し原発事故被害の苦境からの再生に向けた希望がやっと見えはじめた矢先の 2015 年に、政府と東電が、原子炉建屋内への地下水の流入があまりにも多いという理由で、サブドレン・地下水ドレンの海洋放出を提案し、漁業者や福島県民に「苦渋の選択」を迫った際に交わされた、極めて「重い約束」です。

関係者の強い反対を押し切って決定した「基本方針」は、これらの約束を一方的に反故にするものです。

また、ALPS 処理水、等（2021 年８月２６日現在の ALPS 処理水・処理途上水、約 127.5 万トン）には、トリチウム濃度が 1,500Bq/L を超える地下水ドレン約 6.5 万トンが含まれており、これを希釈・排水することは、運用方針の「1,500Bq/L を超える汲上げ水は、希釈せず、排水もしない」との確約にも明らかに違反します。

廃炉作業のためにトリチウム汚染水の海洋放出を急ぐ理由は全くない

「基本方針」には、「廃炉作業が着実に進展している」と書いてありますが、これは事実ではありません。２、３号炉の格納容器の上部にあるシールドプラグの高汚染が明らかになるなど、デブリ取り出し作業の見通しも立たず、「１０年以内にデブリ取り出し着手」とした廃炉の「中長期ロードマップ」の見直しも迫られるような事態になっているのは周知のことです。汚染水保管タンクの存在が「今後の廃炉作業の大きな支障」となっているのではありません。デブリ取り出し準備に必要な施設等の用地確保を急ぐために、汚染水保管タンクの増設ができないという東電の説明の根拠そのものが破綻しています。廃炉作業を進めるために、ALPS 処理水の海洋放出を急がなければならない理由は一つもないのです。

トリチウム汚染水の海洋放出は国内法令に違反～国・東電の「法令遵守」はごまかし

政府は「基本方針」で、「各種法令等を厳格に遵守する」としています。しかし、事故によって放出された大量の放射能の汚染によって、福島第一原発の施設周辺の地域は高濃度に汚染されたままであり、その汚染された環境からの外部被ばく線量だけでも、法令で担保されている「敷地境界での線量限度年１mSv」が遵守できない状態がいまだに続いています。法令遵守ができていない現状に、さらに「敷地境界線量の上乗せ」となる放射性物質の敷地外への放出は、濃度や経路の如何によらず、決して「法令遵守」ではありません。トリチウム等の放射性物質を含む汚染水である ALPS 処理水を福島第一原発から海洋放出することは、どんなに希釈して流しても法令に反する行為であることに変わりありません。

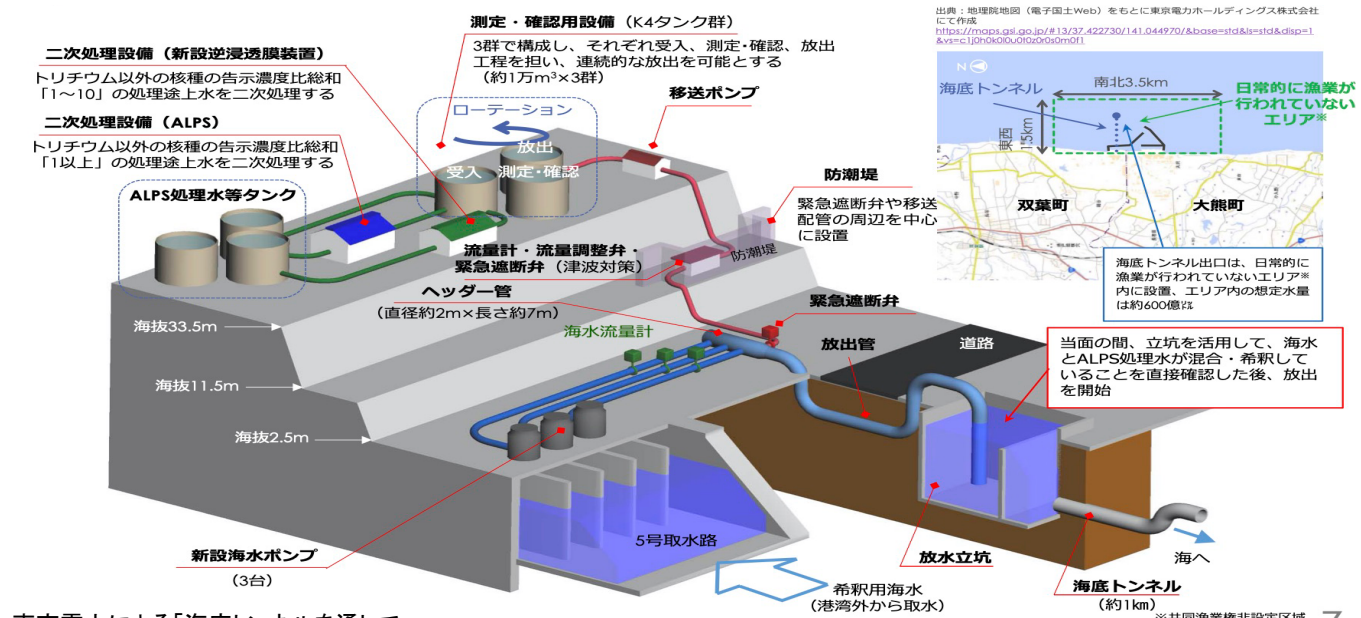

東京電力による「海底トンネルを通して
約 1km 沖合でトリチウム汚染水放出」の計画概念図
（「検討状況」p.7）

事故によってもたらされた原発敷地周辺の高い放射能汚染を無視して、敷地内から出る放射線による被ばくのみを計算して「年１mSv 以下」にするようにという「指示事項」[2012 年 11 月 7 日原子力規制委員会決定]が達成できても、それより上位にある「法令」[2015 年 8 月 31 日、原子力規制員会告示　第八号（周辺監視区域外の線量限度）]で担保されている「敷地境界での線量限度年１mSv」を遵守していることにはなりません。それにも関わらず、トリチウム汚染水の海洋放出が、「各種法令等を厳格に遵守」した処分法であるかのように国・東電が説明しているのは、虚偽の説明で国民を欺くものです。

トリチウム汚染水の海洋放出は国際法違反

東電の「検討状況」に拠れば、トリチウム汚染水は右図のように海底岩盤を掘削して直径 2.5m の海底トンネルを造り、約 1km の沖合の放出口から海洋放出する計画です。これは日本も締約国である「ロンドン協約・議定書」に明らかに違反しています。「ロンドン条約」では、締約国は「投棄による海洋汚染を防止するために実行可能なあらゆる措置を取ることを誓約する」（第１条）、そして「放射性廃棄物その他の放射性物質」の海洋投棄は「その形態及び状態のいかん」を問わず禁止（第４条、附属書 I）されています。また「投棄とは」、**「海洋において廃棄物その他の物を船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物から故意に処分すること」（第３条）であって、東電の計画は、海底トンネル（パイプライン）という「人工海洋構築物」を造って放射性廃棄物を「故意に処分」することにあたり「ロンドン条約」の禁止の対象です。**

事故炉のトリチウム汚染水の海洋放出は通常原発からの排出とは全く違う

重大事故を起こした原発で、炉心溶融した燃料デブリに触れて発生した大量の放射性汚染水を「処理」して、さらに大量の海水で薄めて、計画的に数十年にわたって海洋放出するような「処分方法」は、日本でも諸外国でも前例がありません。IAEA も「ALPS 処理水の安全かつ効果的な処理は、何十年にもわたる、他に類のない複雑なケースである。」と報告しています（2020 年 4 月のレビュー報告）。

重大事故を起こした福島第一原発で発生した汚染水の ALPS 処理水は、通常運転の原発から放出されているトリチウム等を含む液体廃棄物とは、発生源（燃料棒の中のウラン核分裂による生成）、量、質も異なるものです。事故前の福島第一原発ではトリチウムは１基あたり 0.30 兆 Bq/年に過ぎませんでした。温排水に溶け込んでいたトリチウムの濃度は 0.20Bq/L くらいと推定されます。ところが今回の計画では平均 62.4 万 Bq/L を 400 倍以上に薄めて 1500bq/L 未満にし、最大 22 兆 Bq/年で放出するというのですから放出量も濃度も桁違いです。

陸上保管を継続し より安全でリスクの少ない方法の選択を

現在、敷地内に貯蔵されているタンクのトリチウムや他の放射性物質の濃度は均一ではありません。例えば濃度別に、放射性物質が高濃度に残る汚染水（全体の約７割）の二次処理を行った上で固化埋設し、空いたタンクを追加の汚染水貯蔵に転用するなどすれば、陸上保管の継続は可能です。このように濃度別に複数の処分法を組み合わせて処理する方法などは、ALPS 処理水の取り扱いに関する小委員会では検討していません。

また、半減期 12.3 年のトリチウム濃度についてみても、30～40 年かけて海洋放出するのであれば、おなじ期間の陸上保管でもタンクの半数くらいは告示濃度（6 万 Bq/L）以下に減衰します。100 年もすれば半数が 1500Bq/L（地下水・サブドレン運用目標）以下へ減衰します。

「リスク低減が目的」「中長期の取り組みを」というのであれば、現時点での高濃度の処理水を希釈して急いで海洋放出する必要はありません。**国・東電は海洋放出の方針を撤回し、処理水を敷地内で厳重に陸上保管する具体的な計画を再検討すべきです。**また、労働者の被ばく防護を十分に行った上で、現存するタンクや配管の安全確保のための保守点検もしっかり行うべきです。

汚染水の発生をゼロにすることも可能な段階にきている

漁業者などの苦渋の選択の判断で同意した「サブドレン」を増強した結果、すでにタービン建屋内の滞留水の処理は完了し、床面露出しています。原子炉建屋内貯留水の水位を徐々に下げ、同時に周囲の地下水位をサブドレンで徐々に下げ、原子炉建屋内の床面露出させて滞留水処理を完了し、周辺の地下水位をさらに大きく

下げれば、地下水の建屋内流入を阻止できる段階にきています。また、高濃度の原子炉建屋内滞留水が外に流出するリスクもなくなります。その上で、大規模な土木工事で地下水の流れを変え、完全止水すればいいのです。すでに燃料デブリの崩壊熱（発熱量 1kW/tU 程度）は下がってきていて、空冷可能な状態になっていますので、冷却水注入量を徐々に下げ、自然空冷へ移行すべきです。

汚染水の海洋放出による魚介類や生態系への長期的な影響も懸念される

福島第一原発から運転中に放出されたトリチウムと、量も濃度も桁違いの海洋放出を３０年以上かけて続けた場合、実際に福島県沿岸の魚介類や生態系へ及ぼす影響は、これまでの「実績値の幅の範囲内」として片付けてしまうことなどできません。また、ALPS 処理水には、トリチウムだけでなく完全には処理しきれないストロンチウム９０（半減期３０年）なども検出されており、これらの核種も生態系に影響を及ぼす可能性は否定できません。さらに東電は、2020 年 8 月になってやっと、ALPS では処理できない炭素１４の存在を公表しました。炭素１４は海洋放出された場合、無機・有機の様々な化合物として環境・生態系に拡散・分布し、生物に様々な濃度で取り込まれます。炭素１４は食物連鎖の中で容易に濃縮されることが確認されており、また、半減期が 5,720 年と長く、長期にわたる環境への影響が懸念されます。

政府は、トリチウムの生体や環境への影響は少ないとし、海洋放出の「安全性」を一面的に国民にアピールする説明を繰り返し、宣伝を強めています。しかし、トリチウムの人体における体内動態モデルの見直しや、トリチウムのベータ線の生物学的効果が従来の評価よりも少なくとも２倍以上大きいことを示す実験結果が数多く報告され、現在、国際放射線防護委員会（ICRP）も線量係数の再検討を迫られている（子供を含む一般公衆の年齢別線量係数は未だ改訂作業中）など、トリチウムの生体影響が従来の評価よりも大きい可能性があることについての国際的な科学的議論には、一切触れようともしません。

「風評被害」のみに矮小化するな～被害者に放射能汚染を押し付ける廃炉作業は受け入れられない

「基本方針」では「風評影響を最大限抑制」する「対策を講じてもなお風評被害が発生した場合」は、東電が「賠償」するとしています。しかし、長期にわたる意図的な汚染水の海洋放出を前提にした「賠償」など、論外です。漁業者は、「先行き不透明では後継者も育たず、漁業を受け継いで行くことも難しくなる」と訴えています。**福島の人々が訴えているように、そもそも汚染水の海洋放出は「風評被害」でなく「実害」であり、「故意の加害行為」です。2020 年の意見聴取で、今後必要な対策を問われた岸全国漁連会長は、「海洋放出しないことに尽きる」ときっぱり回答されましたが、まさにそのとおりです。**事故によって既に大量の放射能が撒き散らされ、故郷の海や山、田畑が汚染され、農林水産業、観光業など、あらゆる産業に従事する人々に被害がもたらされたのです。事故から１０年、塗炭の苦しみを味わいながら、生活と生業の再建に努力してきた被害者に、さらになる放射能汚染を押し付けるような形での廃炉作業は受け入れられません。

トリチウム汚染水の海洋放出は太平洋に生きる全ての人々への人権侵害

「太平洋諸島フォーラム」事務局長は、４月 13 日、「日本政府が、福島第一原発から ALPS 処理水を太平洋に放出すると決定したことに対し、私たちの深い憂慮を表明」するとの声明を発表しました。声明では、太平洋地域での度重なる核実験による放射能汚染と、1980 年代の日本による同地域への低レベル廃棄物の投棄への反対を背景に締結された「南太平洋非核地帯条約」（ラロトンガ条約）は、**「この地域が放射性廃棄物及びその他の放射能問題による環境汚染から免れるように保持することを定めている。」「環境、健康、そして経済的影響への可能性も含む、私たちの『青い太平洋地域』への危害の可能性に対処するための手段が、（日本によって）十分には取られていないと私たちは考えます。私たちの漁場や海洋資源は、太平洋に暮らす私たちにとって、決定的なもの[命綱]であり、保護されなければなりません。」**と訴えています。

海洋放出の方針を撤回し、福島と全国で公開討論会の開催を

政府は、海洋放出の方針を撤回した上で、改めて国民的議論を保証し、方針決定の透明性を確保し、国民の意見を誠実に政策に反映できるように、福島県及び、全国各地で「廃炉・汚染水・処理水対策」に関する公開討論会を開催するべきです。このような議論の場の開催は、コロナ感染拡大の中では制限を余儀なくされるため、国民的議論にはさらに十分な時間をかける必要があります。